

論

説

# EU の言語政策と外国語教育

田村 建一

## 要 約

EU は原則として加盟国すべての公用語を EU の公用語としているが、実務上の作業言語としては英仏二言語が使用されている。通訳・翻訳業務にかかる経費等の問題から、今後の加盟国拡大にさいしては公用語をある程度限定せざるをえないと考えられている。一方、EU は全市民が複数の外国語を習得することをめざすいくつかの教育プロジェクトを実施している。そこには、英語だけが国際共通語となりつつある現状はヨーロッパの遺産である各国民文化や地域文化の衰退をまねく恐れがある、という共通認識がある。

キーワード：EU の言語政策、公用語、作業言語、外国語教育

## はじめに

2002年1月現在、EU（欧州連合）は15の加盟国を擁するが、このうち12カ国においてすでに共通通貨ユーロの現金流通が開始されるなど、経済分野でのヨーロッパ統合は着実な進展をとげつつある。本来 EU は経済共同体に端を発する国際機関であるが、経済分野のみならず文化や教育に関わる共通の課題にも取り組むようになっており、例えば EU の中に域内少数言語の保護と普及を図るための部局を設置したり、学校教育をとおして EU 市民としての連帯意識をたかめるための統一的な指針を打ちだしたりもしている。

さまざまな言語共同体で構成される EU が国際機関として立法や行政における実務を行うさい、また、単一の市場として域内での人と物の自由な移動を促進するにあたり、何よりもまず言語の問題が浮上する。これはコミュニケーションの手段としての言語の問題であると同時に、殊にヨーロ

ッパにおいては、各国あるいは地域の文化の担い手としての言語の問題でもあり、また国家間の平等性の問題とも絡む重要な問題である。

世界の他の地域の国際関係において唯一英語のみが共通語としての地位を固めつつあるなかで、言語や文化の多様性を自らの貴重な遺産とする立場をとる EU では、特定の言語だけが勢力を拡大することを防ぐための政策がとられている。

例えば、EU では各国政府が危機的な状況にある地元企業に対し財政援助を行うことは自由市場の原理に反するものとしてかたく禁じられているが、映画、ラジオ、テレビなどのメディア産業に対する援助は例外で、各国あるいは地域の言語文化を保護するための特例措置として認められている。これにはフランスなどが行っている、テレビやラジオにおける自国語放送時間の割合の最低ラインの設定も含まれる。EU のこうした特例措置は、英語のメディア産業の侵入による他の言語文化の衰退を防ぐためのものである（Siguan 2001：

144)。

EUのこうした多言語主義的な姿勢は、何よりも公用語の扱いと多言語教育の促進といった政策によく現れている。本稿では、主としてシグアン『統一ヨーロッパの言語』(Siguan 2001)に基づき、EUの言語政策の現状と問題点を分析し、今後の方向性を考察する。

## 1. 現在の EU 公用語

EUの前身であるEEC(欧州経済共同体)が1958年に設立された時、加盟6カ国の公用語(計4言語)がすべて共同体の公用語とされたが、この原則はその後順次加盟国が拡大されても保持されてきた。

現在のEU加盟国と公用語を加盟年次とともに示すと次のようである。

### 加盟国 (15カ国)

- ・1958～オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フランス、ドイツ、イタリア
- ・1973～デンマーク、イギリス、アイルランド
- ・1981～ギリシャ
- ・1986～スペイン、ポルトガル
- ・1995～フィンランド、スウェーデン、オーストリア

### 公用語 (11言語)

- ・1958～オランダ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語
- ・1973～デンマーク語、英語
- ・1981～ギリシャ語
- ・1986～スペイン語、ポルトガル語
- ・1995～フィンランド語、スウェーデン語

加盟国の公用語がそのままEUの公用語になるという原則には二つの例外がある。一つは1973年に加盟したアイルランドの第一公用語であるアイ

erland語<sup>1</sup>、もう一つは1984年に公用語化されたルクセンブルクのルクセンブルク語<sup>2</sup>である。両者とも国民アイデンティティの象徴としての面が強く、これらの言語でしか情報が得られない国民が事実上いない、とそれぞれの国の政府が判断し、EUの公用語として扱われることをあえて主張しないためである。

EUの公用語である上記11言語は平等に扱われることが原則であり、じっさい欧州議会とその諸委員会、閣僚理事会、欧州委員会の専門家会議などで用いられる。そのため会議においては11×10=110種類の同時通訳が必要となり、また会議の資料や議事録、公布文書の作成に多くの翻訳者が必要とされることになる。EUの執行機関である欧州委員会では、正規職員の約4割、臨時職員も入れると半数以上が通訳・翻訳業務に従事しているといわれている(中曾根1999:112)<sup>3</sup>。

このほか総計626人にのぼる欧州議会議員<sup>4</sup>が日常の政治活動を行う場合にも当然通訳が付くことが多く、EU全体の予算の中で通訳・翻訳業務に関係する経費はかなりの額にのぼる。

翻訳業務を容易にするための手段として、EUでは術語データベースの整備と自動翻訳機の開発に力を入れている。しかし、術語に関しては、特に法律・行政用語において言語間で概念が一致しないので、自動的な置き換えは不可能であり、また自動翻訳に関しては、現在の研究レベルではまだ当分の間かなり粗雑な草稿しか期待できず、必ずしも翻訳者の負担を軽減することにはつながらない(Siguan 2001:146)。

EUにおける通訳・翻訳業務が時として非効率であることが、Siguan(2001:147)のあげる次の二つの例によって示される。

会議の資料として準備される大量の文書の翻訳には莫大な時間がかかるが、特に話者数の少ない言語への翻訳には一ヵ月から数ヵ月かかる場合もあり、そのような言語を母語とする議員は、必要

に応じてオリジナルの文書か、またはより早く翻訳される言語の文書を利用せざるをえないことになる。一方、会議出席者の母語を考慮して事務局が配備する通訳のうち一部のチャンネルの通訳の努力がまったくの無駄に終わる場合もある。それは議員の欠席の場合のほか、母語以外のチャンネルを選択する議員もいるためである。

このように11言語を公用語とする限り、必ずしも有効に活用されない場合でも通訳と翻訳の業務は必要となり、それも含め通訳・翻訳業務全体に要する時間と経費は莫大なものになる。

なぜこれほどまでにEUは加盟国公用語の平等性にこだわるのであろうか。それには現在のヨーロッパ諸国の成立がそれぞれの言語の統一や標準化と強く結びついていたという歴史的な経緯が関係しているように思われる。

19世紀から20世紀はじめにかけてのヨーロッパ各地において、民族意識の昂揚が国民国家を志向する政治運動のうねりとなり、多くの国家が独立を果たした。この流れはいったん収まったかのようにも見えたが、現代においても旧ユーゴスラビアの解体やチェコとスロバキアの分離独立、バスクの分離独立運動などで表面化している。多くの場合、民族意識の中核には同一言語共同体への所属意識があり、独立運動の前後には言語の統一や標準化がおもな政治的課題となることが稀ではない。じっさいには厳密な意味での国民国家が成立することはほとんどないので、言語と国境は一致せず、またどの国家も内に少数民族を抱えるのがふつうであるが、ヨーロッパの国際関係においてそれぞれの国の公用語は国民意識と結びつけられて考えられることが多い。

したがって国家間の対等な関係に基づく国際組織であるEUにおいて、少なくとも欧州議会や閣僚理事会など代表者の集まりに関しては、加盟国の公用語がすべて平等に扱われることは、各国の国民感情に配慮した当然の措置といえる。公的領

域における言語の扱い方いかんで激しい紛争が引き起こされることは、古くからノルウェーやベルギーの例が示している。その意味では、多言語主義を標榜するEUの本部が長年にわたる言語紛争の舞台となったブリュッセルに置かれていることは、偶然とはいえ象徴的である。

## 2. EU委員会における言語使用

欧州議会等においては公用語すべてが使用されるのに対し、執行機関であるEU委員会内部の実務においては効率性の観点からそのようなやり方をとるわけにはいかず、現実にはある限られた言語だけが使用されることになる。そのような作業言語 (working languages) として機能するのは、ほとんどの場合フランス語と英語である。

1991年に公表されたアンケート調査の結果ではあるが、Ammon (1995:50) に掲載されているEC委員会〔当時〕の実務における言語使用に関する二つのデータを引用したものが表1である。

表1 EC委員会における言語使用の割合 (%)

データ	書き言葉として		話し言葉として	
	A	B	A	B
1. フランス語	92.5	64.0	90.1	62.0
2. 英語	73.3	35.0	60.8	31.0
3. ドイツ語	18.3	1.0	15.0	6.0
4. スペイン語	6.7	—	9.2	—
5. イタリア語	8.3	—	6.7	—

データ A まだ正規職員ではない若い専門職員に対する調査で、定期的に使用する言語が問われている。

データ B 委員会総局<sup>5)</sup>における言語使用調査。

表1の中のデータ A と B は別個に調査されたものであるが、この二つのデータ間の数値の違い

が何によるものかは不明である<sup>6</sup>。いずれにせよ、フランス語と英語の使用の割合が他の言語を大きく引き離して高いことがわかる<sup>7</sup>。なお、データ A において数値の合計が百パーセントを超えるのは、インフォーマントが使用言語として複数の言語をあげる場合もあるからである。

次に中曾根（1999：113）によれば、EU 委員会の実務における言語使用には次のような慣例あるいは傾向が存在するという。

- ・部門内部の会議では慣例として部門長の使用言語が使用される<sup>8</sup>。
- ・上司に提出する文書は上司の母語に翻訳して出すというというのが慣例のため、一つの文書が部門長、局長、総局長と上にあげられるたびに異なる言語に翻訳される場合もある。
- ・扱う内容によって、例えば農業問題ならフランス語、通信分野なら英語というように、使用言語が何となく決まっている場合もある。
- ・しかし、会議の途中で何かの拍子に使用言語が変わるということもしばしば見受けられ、一つの言語に固執する傾向は見られない。

EU 委員会の職員採用の条件の一つに、母語以外に加盟国の言語を二つ以上話せるというのがあるが、実務における多言語使用は職員の言語能力によって支えられているといえる。ただし、上で見た使用実態から、現実には通訳や翻訳を担当する専門職以外の一般職員に関しては、運用能力が求められる言語の種類にはかなりの偏りがあると思われる。

EU におけるこうした実務上の言語使用の実態は、他のヨーロッパを中心とする国際機関との比較で見ると決して珍しいものではない。OECD と NATO における作業言語は英語とフランス語であり、欧州評議会（the Council of Europe）でも、ある程度は他の言語の使用が認められるとはいえ、やはりこの二言語が実務において主として用いられる<sup>9</sup>（Siguan 2001：148）。

以上見てきたように、EU では公用語である11言語を対等に扱うことを原則としながらも、日常業務での使用は他の国際機関と同様、英仏二言語に集約される傾向にある。これによって他言語を母語とする者が不利益を被る事態も当然考えられるが、例えばドイツの経済団体が EU に対し次のような不満を抱き、ドイツ語の地位をもっと高めようドイツ政府に働きかけていることが Ammon（1995：49）に紹介されている。その不満とは、EU が行う入札の公示のドイツ語版がふつう英仏両語よりも遅く出され、そのうえ翻訳が粗雑であり、しかも入札の申請が英仏のどちらかの言語でなされることが期待されているので、ドイツの企業が言語の上で不利な状況に置かれている、というものである。

こうした不利益はドイツに限らず、英語圏とフランス語圏以外の国や地域すべてに当てはまることであるが、ドイツ語のような大言語をバックにもつ国や地域ほど英仏二言語が優先される事態により不満を募らせるものと思われる。

### 3. 将来の EU 公用語

近い将来、EU 加盟国の拡大が予想されるなかで、公用語を平等に扱う原則ははたして維持されるのであろうか。

前述のように、欧州議会等における同時通訳は現在110種類にのぼるが、これにたった一つ公用語が増えただけでも、その種類は22増えることになる。文書の翻訳に関しても同様のスタッフの増員が必要になる。これによって生じる経費の増大は相当なものになるので、加盟国のすべての公用語を EU の公用語とするという原則は、今後の加盟国の拡大による言語の増加にさいしては放棄しなければならない、と EU 関係者の多くが確信している（Siguan 2001：147）。

では、上の原則に代えてどの言語が EU 公用語

として選ばれるべきなのだろうか。前章で見たように事実上作業言語として機能している英仏二言語が今後ともその地位を保ち続けることはほぼまちがいない。問題はこれにあといくつの言語を加えるかである。Siguan (2001:148) によれば、もし EU がその前身の EEC 創立の時点 (1958年) において OECD などと同様英仏二言語を公式の作業言語に決定していれば、現在この原則が一般に受け入れられ、変更の余地はなかったであろうが、その後ドイツの重要性が増したことや、また EU の中でドイツ語の言語人口が最も多いという事実をもはや無視するわけにはいなくなっている。

Siguan (2001:148-149) の提唱する解決策は次のようである。

- ・公式作業言語として三～五言語を認定する。具体的には最小の場合は仏英独の三言語、最大でもこの三言語にスペイン語とイタリア語が加えられた五言語である。これにより作業言語以外の言語を母語とする者にとって、使用言語の選択の幅がある程度確保されることになる。
- ・重要な協定の条文は加盟国すべての公用語で書かれるが、協定の準備や変更、あるいは議案の提出など日常的な業務においては作業言語のみが使用される。

通訳・翻訳業務にかかる時間と経費を削減することが不可避の課題であるならば、これはきわめて現実的な案であるように思える。ただし、問題は直接選挙で選ばれる議員が構成する欧州議会であろう。明記されていないが、上の案では欧州議会でも演説や討論には作業言語しか使用できないことになる。しかし、この提案された新しい作業言語を公用語としない国の中には、例えばポルトガルやギリシャのように、国民の外国語能力がそれほど高くはない国も存在する<sup>10</sup>。もちろん欧州議会議員のほとんどはインテリ層に属し、平均以上の言語能力をもっていると予想されるが、そ

うではない場合、議員の政治活動はかなりの制限をうけることになる。この理由から上の案に反対する国が出ることは十分に予想される。欧州議会での使用言語に関しては何らかの妥協案が必要となるのではないかと筆者は考える。

上の案に限らず EU の公用語や作業言語に関する解決策であれ、EU が提唱する言語や文化における多様性の尊重と組織運営における実務上の効率性との間のバランスを考慮したものにならざるをえないであろう。また、EU の中で新しい作業言語とならない言語の話者の間に不公平感が生じ、それによる対立が起こるような事態を避けるためには、前述のような市場におけるメディア産業に対する特例措置によって個々の言語文化を保護することのほか、EU 市民に対する多言語教育をより促進することが重要な課題となるであろう。

次章では EU の外国語教育に関する政策とその問題点について考察する。

#### 4. EU の外国語教育政策

外国語教育について考えるさいにまず断らなければならぬことは、ここでいう「外国語」とは英語の *foreign language* やドイツ語の *Fremdsprache* が表す概念に対応するものとして用いるということである。「非母語」を表すこれらの語に対する訳語として本来「外国語」は不適切である。それは例えば、スペインのカタロニア語話者にとってスペイン語は母語ではないが「外国語」とはいえない、といった事実が物語る。しかし、「非母語教育」という語が一般に馴染んでいるとはいえないので、本稿では「外国語教育」をこの意味で用いる。

Siguan (2001:151) によれば、ヨーロッパ統合を念頭においた外国語教育の促進を最初に提唱したのは欧州評議会であって、そこではすでに

1970年代から、英語が中心ではあったが、教材の開発とその普及が試みられ、82年には加盟国政府間での語学留学のための協定締結への呼びかけがなされたりした。これに対し、もっぱら経済分野での統合を目標にしていたEC〔当時〕が教育問題に本格的に取り組みだすのは80年代後半になってからで、加盟国の教育相による閣僚理事会の提唱に基づき次の二つの画期的なプロジェクトが実施された。

一つは域内の大学間での学生と教員の移動を促進する目的で実施されたエラスムス計画（1987～94年）で、大学生が外国語習得と異文化理解を兼ねて学業の一部を外国の大学で修めることが奨励され、そのための大学間の協力体制のあり方が研究された。

もう一つは外国語を専門とする、あるいは外国語を使って仕事をする人たちへの助成を目的とするリングァ計画（1990～94年）で、その内容は、外国語教員や将来の外国語教員を含む大学生の外国滞在を通じての語学研修、経済・貿易関係の専門家の言語能力を改善するための教授法の開発、外国語学習の目的で職業教育を受けている青少年への助成、と多岐にわたるものであった。<sup>11</sup>

エラスムス計画はその後、初等教育から大学までの学校教育における外国語教育の改善や学校間の交流、教員の研修、教授法や評価法の研究などを担当する、より広大なソクラテス計画（1995～99年）に統合され、またリングァ計画は、一部はこのソクラテス計画に、一部は外国語研修や人材交流も含めた職業教育全般を担当するレオナルド計画（1994～99年）に引き継がれている。ソクラテス計画とレオナルド計画は1999年までの第一段階をへて、現在は2000～06年の第二段階に入っている。<sup>12</sup>

リングァ計画が企画されるさいに将来的な目標として想定されたのは、すべてのEU市民が母語以外の二つ以上の域内の言語を用いてコミュニケ

ーションができる状況であった。複数の外国語を学習する環境を設定しないと、現実には英語だけが学習されることになり、それによってヨーロッパの文化的な豊かさの象徴である言語の多様性が損なわれる危険性が生じるからである。英語偏重の傾向は最新のデータ（1998年）においても裏付けられており、EU域内の学校で外国語として学習される言語の上位5番までを学習者の割合とともにあげると、①英語90%、②フランス語33%、④ドイツ語18%、⑤スペイン語9%、⑥イタリア語1%となる（Siguan 2001: 152-153）。

多くのヨーロッパ人は、英語の普及はアメリカ文化への従属であり、伝統的な国民文化に対する脅威と感じているが、また一方では、国際的な共通語としての英語の有用性も認めざるをえない。

Siguan（2001: 178）によれば、このジレンマを解決する方法は、国際コミュニケーションを一つの言語ではなく複数の言語によってなされる状況を作ることしかない。

EU市民が複数の外国語を、しかも特定の言語に偏らないバランスのとれた形で学習するための方策として専門家から出された提案には例えば次のようなものもある（Siguan 2001: 165）。

- ・英語は必要性に駆られて後から学習すると思われるので、英語を第一外国語とはしない。
- ・隣国の言語を第一外国語とする（例えばスペインであれば、地域に応じてポルトガル語ないしはフランス語）。
- ・ロマンス語圏の国々では母語以外のロマンス語を第一外国語に、ゲルマン語の一つを第二外国語にする。ゲルマン語圏の国々においては、この逆のやり方を適用する。

これらの提案は外国語教育における英語偏重を改めるといった目的に沿って考え出されたものであるが、生徒や親の選択権を制限するものとして激しい反対に出会うことが予想され、実施されることはほとんど考えられない。これに対し、Siguan

(2001:166, 179) は現実的な案として、生徒が学習できる言語の選択の幅を増やすことを主張する案を支持する。それによると、例えば初等教育では二言語、中等教育では少なくとも四言語からの選択の可能性を提供するべきであり、そのために必要となる外国語教員の配備など財政上の措置を講じることが重要である。

リングア計画では相対的に話者数の少ない言語の研修に力点が置かれたが、この点はあまり成功したとはいえない。例えば、1992/93年度には計6,037人の外国語教員がリングア計画による外国での研修に参加したが、イギリス、フランス、アイルランドといった、いわゆる大言語が話される国においては自国から送り出した人数に比べ受け入れた人数の方が圧倒的に多いのに対し、他のほとんどの国ではその逆の現象が見られた (Siguan 2001:153)<sup>13</sup>。ただし、Siguan (2001:154) が述べるように、こうした状況はリングア計画だけで変えられようもなく、むしろこのプロジェクトによって小言語の研修を受ける機会が少しでも増えたことを評価すべきであろう。

同様の問題はエラスムス計画でも見られ、参加学生の希望する留学先が言語能力の関係からいくつかの国に限られてしまうという事態が生じた。このため1989年のこのプロジェクトの報告書は、初等・中等教育における外国語教育の強化を要求し、さらに大学のすべての専門学科において外国語による授業を必修科目の中に組み入れることまで提言している (Siguan 2001:154)。送り出す学生に対する事前の教育、受け入れた学生に対する補足的な教育ともにまだ体制が十分に整っているとはいえ、留学する学生の増加の仕方は当初の予測よりも遅い (Siguan 2001:155)。

次に、学校の外国語教育における教授法や児童生徒のモチベーションに関する問題について考察する。

現在、多くの EU 諸国において初等教育の早期

あるいは就学前からの外国語教育導入に関するプロジェクトが実施されているが、そこでとられている教育方法は、遊びなどの行動を通して母語の獲得にできるだけ近い形で外国語を学習するというものである。しかし、これには獲得した能力をいかにして維持させるかということが大きな課題として残る。初等教育の全期間を通じて児童に日常的に外国語と接する機会を与えるのは、現在の学校のシステムではほとんど無理であるが、そういう状況が継続しないと児童の言語能力は急速に衰えることになる (Siguan 2001:168)。

また、近年広く採り入れられている中等教育におけるコミュニケーションアプローチについても、教室内で設定する会話状況にどうしても不自然さが残るため、この方法が伝統的な文法主体の授業と比べ生徒の興味を必ずしも喚起しているわけではないとされている (Siguan 2001:169)。

Siguan (2001:169-173) が提起する効果的な外国語教育のあり方をまとめると次のようである。学習者のモチベーションは学習する言語を使って得られる情報に対する関心によって高められるので、外国語の授業は、学習があるレベルに達したところで、あるテーマに関する情報収集や体験発表など実践的なものに切り換えるべきである。また、教科とは別に、他国の学校との交流など学校のプロジェクトの中でも外国語を利用すべきである。さらに、他の教科の授業を外国語で行う、いわばバイリンガル教育をある程度採り入れることが理想的ではあるが、一般の学校では外国語以外の教科の教員がそのような授業を行える状況にはないので、外国語の教員が、その言語が話されている国の歴史や文化について外国語で授業を行うことが求められる<sup>14</sup>。また、これと関連するが、現在 EU 諸国では、児童生徒にヨーロッパに関する知識を年齢に応じたレベルで身につけさせ、いわばヨーロッパ・アイデンティティといふべきものを育成する試みが行われている<sup>15</sup>。まさ



にこうした授業こそ外国語を使って行うのに相応しいといえる。結論として、外国語教育は、多様性に基づいた統一ヨーロッパを建設する試みの中でもっとも重要な手段であると考えられる (Siguan 2001 : 183)。

以上、EUの言語政策上の問題、およびそれと密接に関わる外国語教育の問題について、おもに Siguan (2001) の分析と見解を紹介する形で考察してきた。ここでなされている提言が、確実に多文化社会に向かいつつある現在の日本にとってどういう意味をもつのかという点まで深く掘り下げた考察は、本稿ではできなかったが、少なくともすべての言語と文化が損なわれないような仕方での国際コミュニケーションの促進を図ろうとする立場は、普遍的な原則として受け入れるべきであると筆者は考える。

その意味では、EUの多言語主義に基づく政策が、今後どういう問題に直面し、どのような解決が図られるかを追っていくことが重要である。

また、Siguan (2001) の提言では、実践的な作業を用いる外国語教育がどの段階から始められ、どのような作業が可能か、などの点がまだ具体化されていないが、多言語教育を推進する試みの中から徐々に明らかにされてくるものと思われる。日本における今後の外国語教育のあり方を考えるうえで、ヨーロッパでのそうした試みに関する情報を入手するシステムの確立も必要であろう。

## 注

1 アイルランドでは英語は第二公用語である。ただし、じっさいには公的領域のほとんどで英語が用いられ、アイルランド語が行政や教育で用いられるのはごく一部の地域だけである。また、1991年の国勢調査では国民の30%がアイルランド語を話すという結果が出たが、より信頼できる別の調査によれば、日常的にこの言語を話す人はわずか5%、時おり話す人が10%、話

すのは困難だが聞いて理解できる人が10%であるという (Siguan 2001 : 76)。

- 2 ルクセンブルクの公用語はフランス語、ドイツ語、ルクセンブルク語の三言語である。ルクセンブルク語の公用語化については、拙論 (1994) を参照。
- 3 中曾根 (1999 : 120) は欧州委員会の職員数を約14,000人としている。明記されていないが、これは臨時職員も含めた人数だと思われる。

なお Siguan (2001 : 146) によれば、1995年初めの時点で、欧州委員会の約2,400人の職員が通訳・翻訳業務に従事しており、これは全職員の約20%、大学卒職員の約30%にあたるという。1995年にフィンランド語とスウェーデン語がEU公用語に加えられたが、この数値はそれ以前のものであろう。
- 4 欧州議会議員は1979年以来直接選挙で選ばれている。任期は5年。議席数は国ごとに割り当てられる。議会はストラスブールで開かれるが、議会内委員会はブリュッセルで開かれ、さらに議会事務局本部はルクセンブルクにあるので、議員とそのスタッフの移動や書類・資料の転送、警備にかかる経費もかなりのものになる。なお、議会事務局の職員数は1996年末で約4,000人である。
- 5 計24の総局 (Directorates-General) があり、各総局の下に局、その下に部門がある。
- 6 データ A は J. Haselhuber による調査、B は M. Gehnen による調査で、いずれも *Sociolinguistica*, 5 (1991) に公表されたものである。いずれも筆者未見のため、調査の詳細についてはわからない。
- 7 Siguan (2001 : 147-148) も、EU本部の職員が業務上および個人的な会話で用いる言語の約三分の二が英語とフランス語であると見積もっている。
- 8 この点からの論理的帰結としては、ある部門の職員はすべて部門長の使用言語を話せなければならないことになる。もちろん、部門長の母語がデンマーク語やポルトガル語といったEUの中では相対的に小言語である場合、それが業務に使用されることはまず考えられない。部門長が母語以外の大言語——ほとんどの場合

フランス語か英語——を使用するであろう。

- 9 欧州評議会においては作業言語と公用語が通常の区別の仕方とは正反対の規定がなされていることに注意しなければならない。すなわち、そこでは公用語である英語とフランス語のみがあらゆる場面で制限なく用いられ、作業言語であるドイツ語、イタリア語、スペイン語の使用はある特定の領域に限定されている (Ammon 1995: 48-49)。
- 10 Siguan (2001: 163) に掲載されている *Eurostat Yearbook. A statistical eye on Europe 1989-1996* (Luxemburg, 1998) から採った表によると、EU加盟国の中で外国語の知識をもたない国民の割合がEU平均の51%を超えているのは、アイルランド (69%)、イギリス (65%)、ポルトガル (63%)、スペイン (60%)、ギリシャ (56%)、イタリア (54%)、フランス (52%) である。
- 11 エラスムス計画とリングァ計画については、天野 (1994) の中の第1部第7章「欧州共同体の教育政策とエラスムス計画」、およびブレース (1997) を参照。
- 12 活動の概要については、次の欧州委員会「教育と文化」総局のホームページなどを参照。  
<http://europa.eu.int/comm/education/languages/actions/activities.html>
- 13 ドイツですら他国へ送り出した教員が1,957人なのに対し、自国へ来た教員は581人にすぎなかった。
- 14 国全体でバイリンガル教育、正確にはトリリンガル (三言語) 教育を行っている例としてルクセンブルクがあげられる。その実態と問題点については拙論 (2001) を参照。
- 15 すでに1988年5月、欧州理事会と各国教育相は「教育制度におけるヨーロッパ次元」の推進を決議している。この決議の内容については、天野 (1997) の第3章を参照。

## 参考文献

天野正治 (1994)『日本とドイツ教育の国際化』玉川大学

出版部。

天野正治編 (1997)『ドイツの異文化間教育』玉川大学出版部。

Ammon, Ulrich (1995), To What Extent is German an International Language? In: Patrick Stevenson (ed.), *The German Language and the Real World*. Oxford (Clarendon Press) pp. 25-53.

モーリス・ブレース (菊地歌子訳) (1997)「EUの多言語主義政策」三浦信孝編『多言語主義とは何か』藤原書店, 106-116頁。

中曾根佐織 (1999)「EUにおける多言語主義の現状と展望」『KEIO SFC REVIEW』5 (特集: 多言語主義の可能性——国民国家を越えて) (慶応義塾大学湘南藤沢学会), 111-116頁。

Siguan, Miquel (2001), *Die Sprachen im vereinten Europa*. Tübingen (Stauffenburg Verlag). [Aus dem Spanischen übersetzt von Silvia Parra Belmonte. Originalausgabe: *La Europa de las lenguas*. Madrid (Alianza Editorial) 1996.]

田村建一 (1994)「ルクセンブルクの『言語法』をめぐる問題」『ドイツ文学研究』26 (日本独文学会東海支部), 109-126頁。

田村建一 (2001)「ルクセンブルクにおける言語教育の課題」『京都ドイツ語学研究会会報』15 (京都ドイツ語学研究会), 58-69頁。

(たむら けんいち / 日本語教育講座)